

災害にあった場合の所得税の減免措置

先月の大阪府北部を震源とする地震、また、この度の西日本を中心とする豪雨により被害を受けられた皆様方には、心からお見舞い申し上げます。

災害により被害を受けた場合には、申告・納税等に係る手続きについて様々な救済措置がありますが、今回はそれらのうちから雑損控除と災害減免法による減免措置をご紹介します。なお、住民税にも雑損控除の規定がありますが、災害減免法による減免措置はなく、各自治体が個々に条例により減免制度を設けていると思われますので、住民税についてはお住いの自治体にお問合せください。

1. 雑損控除

(1) 制度の概要

納税者又は納税者と生計を一にする親族でその年の総所得金額等が 38 万円以下であるものの有する資産（生活に通常必要でない資産等を除く。）について、**災害又は盗難若しくは横領**による損失が生じた場合（災害等関連支出をした場合を含む。）には、雑損控除として次の金額の所得控除を受けることができます。

【控除額】 次の二つのうちいずれか多い方の金額

- ① （差引損失額）－（総所得金額等）× 10%
- ② （差引損失額のうち災害関連支出の金額）－ 5 万円

※差引損失額の計算のしかた

差引損失額＝損害金額＋災害等関連支出の金額
－保険金などにより補てんされる金額

- 「損害金額」とは、損害を受けた時の直前におけるその資産の時価を基にして計算した損害の額です。

なお、平成 26 年分から、損害を受けた資産が減価償却資産である場合には、その資産の取得価額から減価償却費累計額相当額を控除した金額を基礎として損害金額を計算することができます。

- 損失額が大きくその年の所得金額から控除しきれない場合には、翌年以後最長 3 年間にわたって繰越し、各年の所得から控除することができます。なお、繰越控除の適用を受けるには、控除しきれない金額が生じた年の翌年以後連続して確定申告書を提出しなければなりません。

(2) 雑損控除を受けるための手続き

確定申告書に雑損控除に関する事項を記載するとともに、控除額の計算の基礎となる金額を明らかにする書類（災害等関連支出の金額の領収証）を添付又は提示しなければなりません。

2. 災害減免法による減免措置

(1) 制度の概要

災害により、納税者又はその者の親族の所有する住宅又は家財の損害金額（保険金などにより補てんされる金額を除きます。）がその時価の 2 分の 1 以上で、かつ、災害にあった年の所得金額が 1,000 万円以下のときにおいて、その損害による損失額について雑損控除を受けない場合には、災害減免法によりその年の所得税が次のように軽減又は免除されます。

所得金額の合計額	軽減又は免除される所得税の額
500 万円以下	所得税の額の全額免除
500 万円超 750 万円以下	所得税の額の 2 分の 1 軽減
750 万円超 1,000 万円以下	所得税の額の 4 分の 1 軽減

（注）雑損控除と災害減免法は併用して適用を受けることはできず、いずれか有利な方の選択適用となります。

(2) 適用を受けるための手続き

災害減免法の適用を受けるためには、確定申告書等に適用を受ける旨、被害の状況及び損害金額を記載して、納税地の所轄税務署長に確定申告書等を提出することが必要です。

（担当：小西 渉）